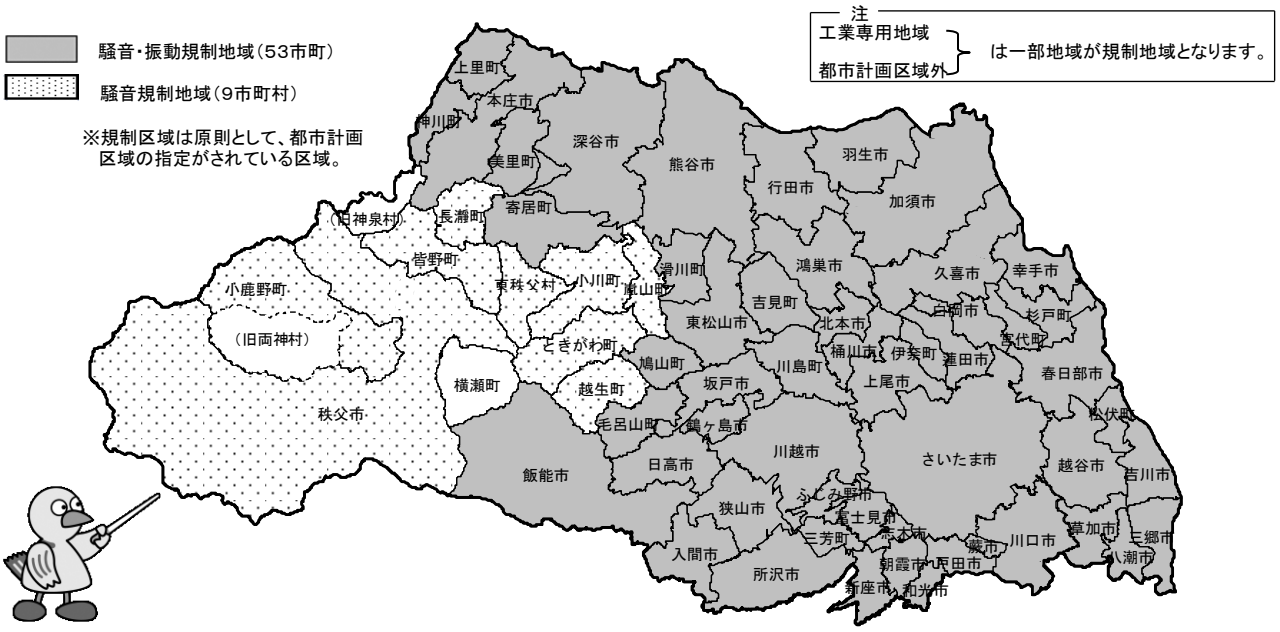
事　業　者　のみなさまへ

騒音規制法・振動規制法・埼玉県生活環境保全条例の届出はお済みですか

指定地域（下図）内において、表１～表３（裏面）の施設を設置しようとする場合には、設置工事の開始の日の30日前までに、所定の様式で市町村長に届け出てください。また、表４の作業を行おうとするときは、その作業の開始の日の30日前までに届け出てください。

施設の数、騒音・振動の使用・防止方法、氏名（名称、住所、所在地）を変更する場合、届け出た施設の使用を全廃した場合、届出者の地位を承継した場合にも届出が必要です。

騒音規制法、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例の指定地域



埼玉県のマスコット
コバトン

※さいたま市については、埼玉県生活環境保全条例は適用されません。（さいたま市生活環境の保全に関する条例が適用されます。）

騒音・振動の規制基準を守ってください

規制基準は特定施設・指定騒音施設ごとではなく、工場・事業場全体にかかります。

騒音の規制基準（単位　デシベル）

区域区分＼時間区分		朝（午前6時～午前8時）	昼（午前8時～午後7時）	夕（午後7時～午後10時）	夜（午後10時～午前6時）
１種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45	50	45	45
２種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）	50	55	50	45
３種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	50
４種	工業地域 工業専用地域（一部地域）	65	70	65	60

振動の規制基準（単位　デシベル）

区域区分＼時間区分		昼（午前8時～午後7時）	夜（午後7時～午前8時）
１種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）	60	55
２種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65	60

（注）１　表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値です。
２　規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めていますが、一部異なる地域があります
３　学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ﾎｰﾑ、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5ﾃﾞｼﾍﾞﾙ減じた値とします。（騒音の第１種区域は除く。）

騒音規制法・振動規制法

表1　特定施設（日本標準商品分類を基に分類しています。）

騒　　音	振　　動
※1　金属加工機械 イ　圧延機械(定格出力の合計が22.5kW以上) ロ　製管機械 ハ　ベンディングマシン(ロール式、定格出力が3.75kW以上) ニ　液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ　機械プレス(呼び加圧能力294キロニュートン以上) ヘ　せん断機(定格出力3.75kW以上) ト　鍛造機 チ　ワイヤーフォーミングマシン リ　ブラスト(タンブラスト以外のもので密閉式を除く。) ヌ　タンブラー ル　切断機(といしを用いるものに限る。)	※1　金属加工機械 イ　液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ　機械プレス ハ　せん断機(定格出力1kW以上) ニ　鍛造機 ホ　ワイヤーフォーミングマシン(定格出力37.5kW以上)
2　空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）及び送風機(定格出力が7.5kW以上のものに限る。） （注）詳細については、「騒音規制法施行令・振動規制法施行令の一部改正について」（埼玉県HP）を御参照ください。	2　圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。） （注）詳細については、「騒音規制法施行令・振動規制法施行令の一部改正について」（埼玉県HP）を御参照ください。
3　土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(定格出力7.5kW以上)	3　土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(定格出力7.5kW以上)
4　織機(原動機を用いるものに限る。)	4　織機(原動機を用いるものに限る。)
※5　建設用資材製造機械 イ　コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く、混練容量0.45m^3以上) ロ　アスファルトプラント(混練重量200kg以上)	5　コンクリートブロックマシン(定格出力の合計2.95kW以上)、コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(定格出力の合計10kW以上)
6　穀物用製粉機(ロール式、定格出力が7.5kW以上)	
7　木材加工機械 イ　ドラムバーカー ロ　チッパー(定格出力2.25kW以上) ハ　砕木機 ニ　帯のこ盤 (製材用:定格出力15kW以上、木工用:定格出力2.25kW以上) ホ　丸のこ盤 (製材用:定格出力15kW以上、木工用:定格出力2.25kW以上) ヘ　かんな盤(定格出力2.25kW以上)	6　木材加工機械 イ　ドラムバーカー ロ　チッパー(定格出力2.2kW以上)
8　抄紙機	
9　印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	7　印刷機械(定格出力2.2kW以上)
	8　ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので、定格出力30kW以上のものに限る。)
10　合成樹脂用射出成形機	9　合成樹脂用射出成形機
※11　鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)	※10　鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

※印の施設をもつ工場・事業場は公害防止主任者等（施設によっては公害防止管理者等）の選任の必要があります。詳しくは御相談ください。

埼玉県生活環境保全条例

表2　指定騒音施設

1　木材加工機械 イ　帯のこ盤(製材用:定格出力15kW未満、木工用:定格出力2.25kW未満) ロ　丸のこ盤(製材用:定格出力15kW未満、木工用:定格出力2.25kW未満) ハ　かんな盤(定格出力2.25kW未満)
2　合成樹脂用粉砕機
3　ペレタイザー
4　コルゲートマシン
5　シェイクアウトマシン
6　ダイカスト機
7　冷却塔(定格出力0.75kW以上)

表3　指定振動施設

1　シェイクアウトマシン
2　オシレイティングコンベア

表4　指定騒音作業

1　業として金属板（厚さ0.5㎜以上）のつち打加工を行う作業
2　業としてハンドグラインダーを使用する作業
3　業として電気のこぎり又は電気かんなを使用する作業



埼玉県のマスコット
コバトン

詳しくは、市役所または町村役場の環境担当課までお問い合わせください。

・改善命令に違反するなどの場合、罰則の適用があります。
・必要な報告を求め又は立入検査を行うことがあります。

彩の国　埼玉県